

許可番号 00322158553

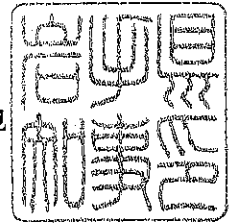
産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県遠野市小友町32地割91番地

氏名 株式会社竜徳工業 代表取締役 及川 徳政

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成30年 1月19日

許可の有効年月日 平成35年 1月18日

1. 事業の範囲

中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）

取扱う産業廃棄物

・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 移動式破碎施設

ア 設置場所

盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県遠野市小友町20地割5番5）

イ 設置年月日

平成29年10月15日

ウ 処理能力

2712t/日（339t/時間）

エ 設置許可年月日

平成29年8月31日

オ 設置許可番号

第117082-10号

以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

(1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。

(2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。

(3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。

(4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。

(5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。

(6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な

措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 1月19日 当初許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有
以下余白